安全・衛生・教育・保険の総合実務誌



特集Ⅰ

無事故の秘訣は 安全八策。 イラストで三大災害見える化 鉄建建設大阪支店 道場生野作業所

特集Ⅱ

高齢者が働きやすい職場づくり 労務安全監査センター 東内 一明

好評連載

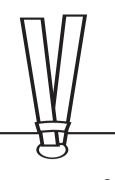
イラストで学ぶリスクアセスメント リフター端部での挟まれ災害 中野 洋一

WEB 版はカラーでご覧になれます!! WEB 登録 (無料) のお問い合わせは

0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2246 2015 11/15



社労士が数

コンの納品作

<執筆>

パール社労士オフィー般社団法人SRア

ィア スツ 所 プ 長 21

藤本兵庫会

子

線

第 207 回

■ 災害のあらまし ■

Y社は、OA機器の販売などを行う事業者である。Y社に営業職として勤務するAは、取引先への納品作業中、パソコンが入った段ボール(約15kg)を前かがみの体勢で持ち上げた際に、腰がぎくっとなり激しい痛みを感じた。Aは、3日程度自宅療養したものの症状は悪化。その後、救急搬送された病院で急性腰痛症および腰椎椎間板へルニアと診断され、数日間入院した。

■判断■

今回のケースは、Aが通常の業務をしている最中に負傷したものである。しかし、Aにはそれまでに既往の腰痛はなく、また重量物を持ち上げた際の負傷であったため、仕事中の突発的な事由によるものとして、労働基準監督署長は**業務上**と判断した。

■ 解説 ■

腰痛の労災認定の判断は非常に難しいといわれている。労災認定を受けるには、たとえそれが業務に従事しているときの負傷でも、業務とケガとの間に因果関係が認められる必要がある。しかし、腰痛の場合は、業務上の原因以外にも、加齢に伴う骨の変化や運動不足によるもの、日常生活での一般的な動作によって発症するもの、持病の腰痛が業務と関係なく悪化したものなどが考えられることから、業務を原因とする負傷なのかどうかを特定することが困難だからである。腰痛の発症が業務災害か否かが訴訟で争われることも少なくない。

腰痛の労災認定は、厚生労働省から通達 (S 51.10.16 基発 750 号)が出ており、 以下に示す「業務上腰痛の認定基準」(以 下、「認定基準」)に基づき、業務災害か 否かを判断している。認定基準では、腰痛を「災害性のもの」と「非災害性のもの」 の2種類に区分し、それぞれ労災補償の対象と認定するための要件を以下に定めている。なお、いずれも医師から療養の必要があると診断されたものに限るとしている。

1. 災害性の原因による腰痛

業務上の負傷(急激な力の作用による内部組織の損傷を含む)に起因して労働者に腰痛が発症した場合で、次の2つの要件のどちらも満たすもの。

- (1) 腰の負傷または腰の負傷の原因となった急激な力の作用が、仕事中の突発的な出来事によって生じたと明らかに認められるもの。
- (2) 腰に作用した力が腰痛を発症させ、 または腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪 化させたと医学的に認められるもの。
 - 2. 災害性の原因によらない腰痛

重量物を取り扱う業務など腰に過度の負担のかかる業務に従事する労働者に腰痛が発症した場合で、作業の状態や作業期間、身体的条件からみて、腰痛が業務に起因して発症したと認められるもの。

また、「業務上外の認定に当たっての一般的な留意事項」として「腰痛を起こす負傷又は疾病は、多種多様であるので腰痛の業務上外の認定に当たっては傷病名にとらわれることなく、症状の内容及び経過、負傷または作用した力の程度、作業状態(取扱い重量物の形状、重量、作業姿勢、持続時間、回数等)、当該労働者の身体的条件(性別、年齢、体格等)、素因又は基礎疾患、作業従事歴、従事期間等認定上の客観的な条件の把握に努めるとともに必要な場合は専門医の意見を聴く等の方法により認定の適正を図ること」と明記している。

Aは、普段の業務としてパソコンなどの



搬入や設置作業を行っており、その配線作業においては腰に負担がかかる不自然な体勢で行うことも多かった。とくに負傷直前の3カ月は繁忙期でもあり、疲労が蓄積していたとも考えられる。よって、実際には発症の原因を災害性のものか非災害性のものか明確に分けることは難しい。しかし、労災の認定に至っては、認定基準のいずれかに当てはめて判断される。

今回のケースでは、Aに腰痛の既往歴や 基礎疾患が全くなかったことに加え、重量 物を持ち上げる動作によって負傷したもの であることが評価され、災害性の原因によ ることが明らかな発症として労災が認めら れた。一般的に非災害性の原因による腰痛 よりも災害性の原因による腰痛のほうが認 定されやすく、また審査に要する期間も短 いようである。

当然ながら、たとえ仕事中の発症であっても、床に落ちたものを拾うなど日常的な動作が原因である場合は、労災はまず認められない。しかし、既往の腰痛がない労働者が、重量物の取扱中や腰に負担のかかるような不自然な姿勢をとる作業中に急性腰痛症を発症したような場合は、労災認定される可能性があることに留意したい。